

オホーツク地域における金融サービス向上委員会設置要綱

令和7年6月4日

(設置)

第1 オホーツク地域の課題解決に向けた意見交換を行うとともに、金融仲介機能の質の向上を図り、金融サービスの提供を通して同地域の事業者を的確かつ迅速に支援するため、関係機関の連携を図ることを目的に「オホーツク地域における金融サービス向上委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) オホーツク地域の課題解決及び同地域の事業者支援（※）にかかる情報共有
- (2) 各機関の連携・協働による事業者支援対策の検討及び実施
- (3) その他必要と認められる事項

※事業者支援：ファイナンス（資金繰り）、経営改善、事業再生、事業転換、事業承継、事業再編、販路拡大、ビジネスマッチング等

(構成)

第3 委員会は、次に掲げる機関（以下「構成機関」という。）で構成する。

北見信用金庫、網走信用金庫、遠軽信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、J A北海道信連、北海道信用保証協会、日本政策金融公庫、北海道財務局

- 2 委員会の構成機関を変更する場合は、委員会の議を経るものとする。
- 3 委員長又は委員会が必要と認めた場合には、構成機関以外の者をオブザーバーとすることができる。

(委員会)

第4 委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 構成機関は、機関毎に1名以上の委員を参加させるものとする。
- 3 委員長は、委員の中から互選により選出する。

(委員長)

第5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、第7に規定する分科会及び第8に規定する事務局に対して必要な指示を行い、報告を求めることができる。
- 3 委員長の任期は、2年以内とする。
- 4 委員長は任期が満了した場合においても、次の委員長が互選されるまでは、前項の規定

にかかわらず、引き続き在任する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集するものとし、概ね年1回開催する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員等以外の者を委員会に出席させることができる。ただし、議事の議決に参加させることはできない。
- 3 委員会の議事は、構成機関5機関以上の賛成をもってこれを決する。
- 4 委員長は、必要に応じて持ち回りにより議事の議決を求めることができる。

(分科会)

第7 第2に規定する所掌事務及び委員長からの指示を遂行するため、委員会に分科会を置く。

- 2 構成機関は、機関毎に1名以上の者を分科会に参加させるものとする。
- 3 分科会の運営に関し必要な事項は、分科会が定める。
- 4 分科会は、必要に応じて又は第5-2項に基づき委員長から報告を求められた場合には、委員会に対して活動状況等を報告するものとする。

(事務局)

第8 委員会及び分科会の円滑な運営を補助するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北見信用金庫、網走信用金庫、遠軽信用金庫及び北海道財務局で構成する。
- 3 前項に定める機関は、機関毎に1名以上の者を事務局に参加させるものとする。

(オブザーバー)

第9 第3-3項に規定するオブザーバーは、委員会又は分科会(以下「委員会等」という。)に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

- 2 委員会等は、オブザーバーに対して、第2に規定する所掌事務の遂行に当たり、必要な協力及び支援を要請することができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。